

第27回なかはら福祉健康まつり

搬入搬出及び駐車申請について

なかはら福祉健康まつりにて、車両で物品を搬入搬出、駐車する団体は、別紙申請書に必要事項をご記入の上、10月4日（水）までに下記事務局までご提出くださいますよう、
お願いいたします。

なお、駐車場所には限りがあるため、申請状況によっては区役所敷地内に駐車ができない場合もありますのでご了承ください。また、駐車できる車両は、原則として、搬入搬出に係る車両に限定します。

1 まつり前日(11月18日・土曜日)

共通

区役所5階への台車等による荷物の搬入は、午前10時からです。

搬入のみ

一時停車場所として、区役所別館前公用駐車場（会場案内図の駐輪場C、防災倉庫付近）をご利用ください（駐車許可証の配布なし）。

駐車

翌日のまつり終了後の搬出時間までの駐車が可能です。「駐車許可証」（第2回全体説明会で配布）に代表者名を記載し、フロントガラスの見える位置に置き、
指定された場所に駐車してください。翌日午後2時15分まで車は出せません。

2 まつり当日(11月19日・日曜日)

共 通

搬入は、午前8時から9時30分まで、搬出は午後2時15分からです。その間の車の出し入れはできません。なお、テント撤収業者が午後3時から作業しますので、それまでに、テント内の物品は撤去してください。

搬入搬出のみ

一時停車場所として、区役所別館前公用駐車場（会場案内図の駐輪場 C 防災倉庫付近）をご利用ください（駐車許可証の配布なし）。

駐 車

まつり終了後の搬出時間までの駐車が可能です。駐車指定場所は、申請状況を踏まえ決定するため、第2回全体説明会にて説明いたします。「駐車許可証」は第2回全体説明会で配布します。

※ 駐車申請が多数の場合、抽選を行う場合があります。その際は、貴団体で駐車場所を確保いただくこともありますので、ご了承ください。

※ 敷地内での車両事故等トラブルについては、事務局では責任を負いかねます。

公道及び歩道に駐停車した搬入搬出は厳禁です。

過去に苦情等も来ているため、絶対に路上に駐車して搬入搬出はしないでください。

【駐車許可申請に関する申請書提出・問合せ先】

なかはら福祉健康まつり実行委員会事務局

中原区役所地域ケア推進課

（中原区役所2階1番窓口）

電話：044-744-3239 FAX：044-744-3196

メール：65keasui@city.kawasaki.jp